

令和2年第6回 湧別町農業員会総会議事録	
1. 会 期	令和2年6月29日（月） 13時30分 開会 13時50分 閉会
2. 場 所	上湧別コミュニティセンター 2階大会議室
3. 議 件	
日 程 第 1	議事録署名委員の指名について
日 程 第 2	会期の決定について
日 程 第 3	諸般の報告について
日 程 第 4	議案第1号 現況証明願いについて
日 程 第 5	議案第2号 農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について
日 程 第 6	議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
日 程 第 7	議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
日 程 第 8	議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

4. 委員の出席状況（出席委員）			
1 佐藤 弘朗	2 久保 直之	3 松田 和浩	4 姉崎 淳一
5 山崎 幸一	6 関口 哲治	7 友澤 勇司	8 児嶋 和美
9 松橋 聡	10 藤井 浩行		12 中原 修
		15 松浦 敬貴	16 本間 保利
17 如澤 寿生	18 小崎 勝敏	19 栗田 淳	20 渡辺 健一
21 越智 淳一	22 鈴木 幹雄	23 長屋 教幸	24 島田 宗央
25 吉村 智之			
5. 欠席委員			
11 山口 一行      13 安藤 弘司      14 秋葉 宏之			
6. 事務局			
事務局長    池田 孔紀      主 幹    宮本 則幸			
主任        國分 昌宏			

<p>議 長</p>	<p>定刻になりましたので、只今から令和 2 年第 6 回湧別町農業委員会総会を開会致します。</p> <p>本日の出席委員は、22 名で過半数に達しておりますので、湧別町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、本総会は成立します。</p> <p>日程第 1、議事録署名委員の指名を行ないます。 議事録署名委員は、湧別町農業委員会会議規則第 14 条の規定により本日の議事録署名委員は、3 番 松田委員及び 4 番 姉崎委員を指名します。</p> <p>日程第 2、会期の決定を議題とします。おはかりします。本総会の会期は、本日 1 日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって会期は本日 1 日とすることに決定致しました。</p> <p>日程第 3、諸般の報告についてを議題とします。前回、総会以降の行事について、事務局長より報告させます。</p>
<p>事務局</p>	<p>令和 2 年 5 月 29 日に開催されました令和 2 年第 5 回湧別町農業委員会総会以降における活動状況についてご報告申し上げます。</p> <p>6 月 17 日(水)、議会議場におきまして、第 2 回湧別町議会定例会が開催され、これに会長が出席しております。</p> <p>本日、令和 2 年第 6 回湧別町農業委員会総会を開催致しております。 以上、活動状況の報告と致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第 4、議案第 1 号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書の 2 ページをご覧ください。議案第 1 号、現況証明願いについて。別紙の者より、土地の現況証明願いの提出があったので、別紙のとおり証明するものであります。本総会において 2 件提出されております。</p> <p>内容を説明しますので、議案書の 3 ページをご覧ください。その 1、証明願出人、所有者ともに北見市、●●●●さんです。土地の所在ですが、東●●番●外計 2 筆で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放</p>

事務局	<p>牧地以外であり、合計面積は8, 885㎡で、利用状況は雑種地で、申請の理由につきましては、地目変更登記のため、現況証明農業委員は鈴木委員、久保委員、本間委員でございます。</p> <p>(別冊資料1ページにより位置説明)</p> <p>議案書の4ページをご覧ください。その2、証明願出人、所有者ともに計呂地、●●●●●さんです。土地の所在ですが、計呂地●●番●外計5筆で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、合計面積は7, 925㎡で、利用状況は山林・雑種地・原野で、申請の理由につきましては、地目変更登記のため、現況証明農業委員は如澤委員、栗田委員、長屋委員でございます。</p> <p>(別冊資料2・3・4ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	これから議案第1号の質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議長	質疑なしと認めます。これから議案第1号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議長	<p>異議なしと認めます。したがって議案第1号は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第5、議案第2号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案書の5ページをご覧ください。議案第2号、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について。</p> <p>別紙のとおり、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約を行い、同法第18条第4項及び第6項の規定により通知があったので農業委員会の議決を求めるものであります。本総会において5件の合意解約が提出されております。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書の6ページをご覧ください。</p> <p>番号1番、利用権の設定をした者、北見市、●●●●●さん、利用権の設定を受けた者、東、●●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は東●●番●の内外計4筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面</p>

事務局

積は36,408㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成23年12月19日から令和3年11月30日までの10年間として集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和2年6月11日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料8ページにより位置説明)

番号2番、利用権の設定をした者、札幌市、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、計呂地、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は計呂地●●番●の内外計6筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は41,177.25㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は令和2年1月23日から令和6年11月30日までの5年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和2年6月1日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料9ページにより位置説明)

番号3番、利用権の設定をした者、北兵村三区、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、北兵村三区、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は北兵村三区●●番●外計2筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は10,771㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成27年3月31日から令和6年12月31日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和2年4月20日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料11ページにより位置説明)

番号4番、利用権の設定をした者、富美、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、富美、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は富美●●番●外計2筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は4,142㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成27年3月31日から令和6年12月31日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和2年5月11日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料10ページにより位置説明)

番号5番、利用権の設定をした者、札幌市、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、富美、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は富美●●番●外計2筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は38,333㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成23年4月20日から令和3年3月

事務局	<p>19日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和2年5月28日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料12ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>議案第2号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。これから議案第2号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。したがって議案第2号は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第6、議案第3号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案書7ページをご覧ください。議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、別紙の者より農地の権利設定の許可申請書の提出があったので、許可の可否につき審議し、許可書を申請者に交付することを議決するものであります。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書8ページをご覧ください。番号1番、申請者の譲渡人が紋別市、●●●●さん、譲受人が紋別市、●●●●さんです。申請地の所在ですが、緑陰●●番●外計3筆で合計面積は27,618㎡です。申請理由は譲渡人は農地処分で、譲受人が経営規模拡大のためとなっており、権利の種類は所有権となっております。</p> <p>(別冊資料5ページにより位置説明)</p> <p>番号2番、申請者の譲渡人が富美、●●●●さん、譲受人が富美、●●●●さんです。申請地の所在ですが、富美●●番●外計2筆で合計面積は397.75㎡です。申請理由は譲渡人は、譲受人が経営規模拡大のためとなっており、権利の種類は所有権となっております。</p> <p>(別冊資料6ページにより位置説明)</p>

事務局	以上で説明を終わります。
議 長	これから議案第 3 号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。
島田委員	番号 1 番は、なぜ無償での贈与なのか。
事務局	双方の協議により無償ということであります。
議 長	そのほかに質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから議案第 3 号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、議案第 3 号は原案のとおり可決されました。
	日程第 7、議案第 4 号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。
事務局	議案書 9 ページをご覧ください。議案第 4 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について。農地法第 4 条の規定により、別紙の者より農地転用の許可申請の提出があったので、許可相当の可否につき審議し、許可相当の回答がなされた期日以降に、農地法第 4 条の規定による許可書を申請者に交付することを決議するものであります。また、北海道農業会議への意見聴取を必須とする案件については、北海道農業会議から許可相当の回答がなされた期日以降に許可書を申請者に交付することを決議するものであります。 内容の説明をしますので、議案書 10 ページをご覧ください。
	申請者が上芭露、●●●●さん。申請地の所在ですが、上芭露●●番●の内外計 3 筆で合計面積は 7, 6 0 0 m <sup>2</sup> です。転用目的は、農業用施設建設のためであり、事業費は 7 2, 1 6 0 千円で、転用理由は、牛舎、堆肥場建設に伴い経営規模拡大を図るもので別添審査表のとおり、すべての要件を満たしているものと考えます。 (別冊資料 7 ページにより位置説明)

事務局	<p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第4号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。これから、議案第4号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第8、議案第5号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案書の12ページをご覧ください。議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、湧別町長より決定を求められたので、別紙の農用地利用集積計画について、農業委員会の議決を求めるものでございます。本総会において、所有権移転が3件、賃借権が2件提出されております。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書の13ページをご覧ください。</p> <p>まず、所有権移転でございます。番号1番、所有権の移転をする者は、北見市、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、東、●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、東●●番●外計4筆で合計面積は38,228㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。</p> <p>所有権移転の時期でございますが、令和2年6月29日で、対価の支払い時期につきましては、令和2年8月31日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、4,778,000円でございます。</p> <p>(別冊資料8ページにより位置説明)</p> <p>続きまして番号2番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、計呂地、●●●●さんでございます。</p>

事務局

ます。所有権移転に係る土地の所在は、計呂地●●番●外計8筆で合計面積は50,927.10㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、令和2年6月29日で、対価の支払い時期につきましては、令和2年7月31日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、2,142,000円でございます。

(別冊資料9ページにより位置説明)

続きまして番号3番、所有権の移転をする者は、富美、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、富美、●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、富美●●番●で面積は2,785㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、令和2年6月29日で、対価の支払い時期につきましては、令和2年7月31日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、264,000円でございます。

(別冊資料10ページにより位置説明)

続きまして議案書の14ページをご覧ください。賃借権でございます番号1番、利用権の設定をする者は、北兵村三区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、北兵村三区、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、北兵村三区●●番●の内外計2筆で合計面積は9,000㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和2年6月29日から令和6年12月31日までの5年間となっており、賃貸価格は72,000円でございます。

(別冊資料11ページにより位置説明)

番号2番、利用権の設定をする者は、札幌市、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、富美、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、富美●●番●外計2筆で合計面積は38,333㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和2年6月29日から令和3年3月19日までの1年間となっており、賃貸価格は105,407円でございます。

(別冊資料12ページにより位置説明)

事務局	以上で説明を終わります。
議長	これから、議案第5号の議案についての質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議長	質疑なしと認めます。これから議案第5号の採決を行います。おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議長	異議なしと認めます。したがって、議案第5号は、原案の通り可決されました。  本総会に付された議案は、すべて終了しました。 これで令和2年第6回湧別町農業委員会総会を閉会します。  閉 会 13時50分  この議事録は、事務局長が記載したものであるが、その正確を証するため、ここに署名する。
	議 長
	署名委員
	署名委員